4 南 監 第 4 7 号 令和4年11月15日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監查委員 川面 通夫南丹市監查委員 谷尻 昌史

財政援助団体等監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種別

財政援助団体等監査(財政援助団体監査、出資・出捐団体監査、公の施設の 指定管理者監査)

2 監査の目的

補助金・交付金等の財政的援助を行っている団体、出資・出捐団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査した。

3 監査の実施期間

令和4年7月1日(金)から令和4年10月28日(金)まで

4 監査の対象

- (1) 公益財団法人園部町振興公社
- (2) 公益財団法人八木町農業公社
- (3) 美山ふるさと株式会社

5 監査の範囲

財政援助団体補助金等の交付目的に沿って、事業の執行がされ

ているか。

出資・出捐団体 団体の設立目的に沿って、組織が運営されている

か。

公の施設の管理団体 公の施設の設置目的に沿って、施設が管理されて

いるか。

6 監査の方法

監査の対象となった担当課から事前に提出された財政的援助を行っている団体、出資・出捐団体及び公の施設の管理団体の資料に基づき、出納その他の事務の執行について聴取するとともに、関係書類の提示を求め監査を実施した。

第2 監査経過及び監査結果

1 公益財団法人園部町振興公社

監 査 日 令和4年7月14日(木)

監査内容事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市関係

職員同席により、園部町振興公社から説明を聴取し、出資・出 捐団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公

の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 令和3年度(事業年度令和3年1月1日から令和3年12月

31日まで)の事業報告書、決算関係資料等の検査及び職務代理者の説明に基づき監査を実施した結果、所期の事業目的に沿

って執行されており、財政的援助、出資・出捐団体、指定管理

委託に係る出納その他の事務も適正に処理されているものと認

められた。

2 公益財団法人八木町農業公社

監 查 日 令和4年7月15日(金)

監査内容 事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市関係 職員同席により、八木町農業公社から説明を聴取し、出資・出 捐団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公 の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 令和3年度(事業年度令和3年4月1日から令和4年3月3 1日まで)の事業報告書、決算関係資料等の検査及び総務部長 の説明に基づき監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って 執行されており、財政的援助、出資・出捐団体、指定管理委託 に係る出納その他の事務も適正に処理されているものと認めら れた。

3 美山ふるさと株式会社

監査内容

監 査 日 令和4年7月15日(金)

事業報告書、決算関係資料等の検査を行うとともに、市の関係職員同席により、美山ふるさと(株)から説明を聴取し、出納、その他の事務が適正に行われているか、また、出資・出捐団体の設立目的に沿った事業運営がされているか監査した。

監査結果 令和3年度(事業年度令和3年4月1日から令和4年3月3 1日まで)の事業報告書、決算関係資料等の検査及び事務長の 説明に基づき監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執 行されており、財政的援助、出資・出捐団体に係る出納その他 の事務も適正に処理されているものと認められた。